



## ◎ 議 事 日 程

令和7年3月13日（木） 予算審査特別委員会閉会後開議

### 議事日程第4号

#### 日程第1 議案の審議、採決

- 議第10号 令和7年度河北町一般会計予算について
- 議第11号 令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第12号 令和7年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第13号 令和7年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第14号 令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第15号 令和7年度河北町水道事業会計予算について
- 議第16号 令和7年度河北町下水道事業会計予算について
- 議第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第20号 河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 河北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員発議第1号 河北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員発議第2号 河北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

### 追加議事日程第1号

#### 日程第1 議案の上程

議第29号 押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時33分

○丹野貞子議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第10号から議第16号までの7議案について、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりましたので、その経過と結果について、予算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

「8番佐藤修二議員」

○8番（佐藤修二議員） 予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されており、審査の過程については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第10号令和7年度河北町一般会計予算について、議第11号令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第12号令和7年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第13号令和7年度河北町介護保険特別会計予算について、議第14号令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第15号令和7年度河北町水道事業会計予算につい

て、議第16号令和7年度河北町下水道事業会計予算について、以上7議案については、原案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

以上、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○丹野貞子議長 予算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

予算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり決定したという報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されていますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

順次採決します。

○丹野貞子議長 最初に、議第10号令和7年度河北町一般会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第10号令和7年度河北町一般会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第11号令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第11号令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第12号令和7年度河北町西里財産区特別会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第12号令和7年度河北町西里財産区特別会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第13号令和7年度河北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第13号令和7年度河北町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第14号令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第14号令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第15号令和7年度河北町水道事業会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第15号令和7年度河北町水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第16号令和7年度河北町下水道事業会計予算についてを採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第16号令和7年度河北町下水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第19号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** それでは、議第19号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、「懲役」、「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることにより、関係する6条例について改正を行うものであります。

初めに、第1条、河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正については、

河北町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定める附則第3条第4項及び第5項について、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

続いて、第2条、河北町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、罰則について定める第13条第1項について、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

続いて、第3条、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、第25条の2第1項第3号及び第4号、第25条の3第1項第1号及び第3条第3項第1号について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

続いて、第4条、河北町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、第12条の2第1項第3号及び第4号、第12条の3第1項及び第2項第1号、第16条第1項第4号について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

続いて、第5条、河北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、第14条の2第1項第4号及び第5号、第14条の3第1項第1号及び同条第2項第1号について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

続いて、第6条、河北町消防団条例の一部改正については、任用について定める第4条第1項第2号について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

本条例の附則として、第1項では施行日を令和7年6月1日と定め、第2項及び第3項では罰則の適用等に関する経過措置について、第4項では人の資格に関する経過措置について、第5項では河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第6項では河北町技能労務職員の給与の

種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、第7項では河北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第19号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第20号河北町行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 議第20号

河北町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、本条例で引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法と言われている法律が改正されたことに伴いまして、条項にずれが生じることになりましたので、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例第2条第1項第2号では法第2条第8項を法第2条第9項に、同じく第3号では法第2条第12項を法第2条第13項に、同じく第4号では法第2条第14項を法第2条第15項に、それぞれ改めるものであります。

なお、施行日については、令和7年4月1日とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第20号河北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第21号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 議第21号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、仕事と生活の両立を支援するため制定する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、この内容を踏まえ、町職員の仕事と生活の両立を推進するため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものです。

第8条は、育児や介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務について制限することを請求できる職員の範囲を小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものであります。

第15条は、改正に伴い、文言整理を行うものであります。

第17条の2は、父母、子、配偶者等の介護を申し出た職員に対して、介護と仕事の両立を支援する制度の周知と意向確認を行うこと、また、40歳以上の職員に対して制度の周知を図ることを追加するものであります。

第17条の3は、介護と仕事の両立支援に係る勤務環境の整備を図ることを追加するものであります。

別表第2は、職員の特別休暇の承認基準のうち、第16号に定める子の看護休暇について、

取得できる職員を中学校就学前の子を養育する職員に拡大するとともに、子の看護のほか、学校の休業や行事への参加などを取得理由に含めることを拡大するものであります。

また、同表第20号に定める夏季休暇について、取得できる期間を6月から10月に拡大するものであります。

本条例の附則として、第1項はこの条例の施行日を令和7年4月1日とするものです。第2項は、職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する請求について、施行日前の経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく申し上げます。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第21号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第22号河北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 議第22号河北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

第20条は、法改正に伴う条ずれを改正するものであります。

本条例の附則として、施行日を令和7年4月1日とするものです。

以上、よろしくご説明申し上げます。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第22号河北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついては原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 議長から申し上げます。

ここで、10時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時13分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

次に、議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田こどもみらい課長」

**○池田恵子こどもみらい課長** 議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

第6条第5項を第7項とし、同条第2項から4項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に同条第2項及び第3項を加える改正を行うものであります。

第6条第2項は、保育内容支援に係る連携施設について、町長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、同項第2号ア、イの要件を全て満たすと認めるときは、確保しないことができることとするものであります。

第6条第3項は、前項各号において、家庭的保育事業者等は小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするものであります。

第6条第4項は、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当事者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとするものであります。

第6条第5項は、代替保育連携協力者について定めるものであります。

第6条第6項及び第7項は、文言の整理を行うものです。

第16条は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正によるものであります。栄養士法の改正により、栄養士の免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能となったことから、栄養士免許を持たない管理栄養士を配置した場合についても同様の要件を満たすことができるよう改正を行うものであります。

附則第4項では、連携施設に関する経過措置について、10年を15年に改める改正であります。

附則として、施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛

成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第24号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第25号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田こどもみらい課長」

**○池田恵子こどもみらい課長** 議第25号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

第37条は、文言の整理を行うものであります。

第42条第5項を第7項とし、同条第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に同条第2項及び第3項を加える改正であります。

第42条第2項は、保育内容支援に係る連携施設について、町長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、同項第2号ア、イの要件を全て満たすと認めるときには確保しないことができることとするも

のであります。

第42条第3項は、前項各号において、家庭的保育事業者等は小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするものであります。

第42条第4項は、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当事者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとするものであります。

第42条第5項は、代替保育連携協力者について定めるものであります。

第42条第6項及び第7項は、文言の整理を行うものです。

附則第7項では、連携施設に関する経過措置について、10年を15年に改める改正であります。

附則として、施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく願います。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそ

れぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第25号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議員発議第1号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員発議第1号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議員発議第2号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員発議第2号河北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 日程第2、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求が提出されています。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

**○丹野貞子議長** ここで、議長から申し上げます。議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお

願います。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時34分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午後10時38分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

**○丹野貞子議長** 日程第3、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 追加議事日程第1号に入ります。

**○丹野貞子議長** 日程第1、議案の上程を行います。

議第29号 押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更について  
以上1議案を上程します。

**○丹野貞子議長** 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。  
「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日、追加でご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第29号押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更について申し上げます。

工事進捗に伴う現場精査の結果、設計を変更して施工するものであり、契約金額を540万1,000円増額し、1億8,749万5,000円に変更するものであります。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

**○丹野貞子議長** 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

**○丹野貞子議長** 議第29号押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「真木防災危機管理課長」

**○真木秀章防災危機管理課長** ご説明申し上げます。

議第29号押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

当該工事につきましては、令和6年5月28日に升川建設株式会社代表取締役社長升川大和と、工期を令和7年3月28日まで、契約金額を1億6,478万円として契約を締結し、その後の工事進捗により、河川土工、配水管路工及び廃棄物処分などの設計の一部変更を行い、契約金額を1,731万4,000円増額し、1億8,209万4,000円として、令和6年11月15日に第1回工事請負契約変更の議決をいただいたところであります。

今般、その後の工事進捗と現場精査に伴い、廃棄物処理の受入先の変更や、河川管理者である国土交通省からの助言による附帯工の追加などによりまして、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額を540万1,000円増額し、1億8,749万5,000円として施工いたしたく、請負契約の一部を変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番、9番の通告あり)

確認します。7番、9番ですね。

それでは、「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 押切排水機場の請負契約の変更については、内容がよく充実したことになるということに異論はないんですけども、当初の契約とか、その後のときに、ここまで見込んだことがなぜできなかったのかなど。国交省からのアドバイス等があったことですが、最初の段階でそういうことを受けられなかったのかとかということについてお聞きしたい。さらに、どんな内容でどんなふうによくなっていくのか、お聞きしておきたいと思います。以上、お聞きします。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 2点ご質問いただいたと思います。

まず、最初から分かっていたのかというご指摘をいただいたかと思うんですが、本工事におきましては、令和5年度予算の中で基本設計などを業者委託をお願いして進めてまいりました。その過程で、国交省とも何度もやり取りさせていただいて、最終的にこの設計でいいのではないかということで一旦ゴーサインはいただいたんですが、私の先ほどの説明の中にもありましたように、工事の進捗に合わせて進めていくうちに、例えば1回目の変更のときもそうでしたけれども、土の中から想定していなかった廃棄物が出てきたとか、そういったことも出てまいりましたので、どうしても変更が余儀なくされたということでもあります。

最初から見込んでいけばよかったのではないかというご指摘はおっしゃるとおりの部分はあるかと思いますが、そこは進めていく中で分かってきたことを適宜対応してきたという受け止めをしていただければ幸いに思います。

どんな内容でよくなっていくかという部分につきましては、今回の変更内容につきましては、1回目するときとの兼ね合いもありますけれども、廃棄物処分について、再生土として処分できると見込んでいたものが、結果、廃棄物として処分しなければいけなくなったということ、あとは吸い込み水槽のところにもともと転落防止柵を設ける予定はなかったんですけれども、安全対策をより万全にするためにこれを設けるとしたことで、そういった部分においてプラスのところということになります。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 質疑を終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 1点だけ質問させていただきます。

今回の追加工事は540万円ということなんですけれども、その内訳、先ほど産業廃棄物処分代と附帯工代とあったんですけれども、その内容を詳しく教えていただきたいということと、今回第2回目の変更なんですけれども、今後についてもまた追加工事なり、そういう変更というのはあり得ることなのかどうか、お教えてください。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 ご質問、2点いただいたと思います。

1点目、今回の540万1,000円の内訳ということですが、直接工事費ベースでお答えさせていただければと思います。まず、廃棄物処分について今回追加案件が生じたわけですが、こちらが460万円、先ほども申し上げました転落防止柵、こちらは設置に要する直接工事としては42万円と見込んでおります。諸経費込みまして540万1,000円ということになります。

あと、今後について、さらなる第3回の変更ということですが、今のところ予定はしてございません。議決いただきましたら、速やかに残りの工事の仕上げに入りまして、当初の予定どおり3月28日には終了する見込みで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 産廃物の処分代が460万円、そして附帯工が42万円。そうすると502万円ですよ。今回540万の追加工事で、残りは消費税とかですか。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 説明不足で大変失礼いたしました。

先ほど私、直接工事費と申し上げたと思うんですが、直接工事費で先ほど申し上げた金額になります。それに諸経費が加算になりますので、それらを含めると540万1,000円となります。説明不足で大変失礼しました。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 分かりました。どうも大変失礼しました。終わります。

○丹野貞子議長 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第29号押切排水処理施設整備工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、3月3日に本定例会を招集いたしましたから本日まで、長期間にわたり

ご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

丹野貞子議長並びに細矢誓子議会運営委員長、そして予算審査特別委員会におきまして議事を進められました佐藤修二委員長におかれましては、円滑な議事運営をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

加速する人口減少、出生数の減少、頻発・激甚化する自然災害、物価高騰の長期化する中、人手不足や賃上げ、さらには働き方改革など、現下の社会経済を取り巻く現状、町が直面している課題に対処しながら町政を運営していかなければなりません。

令和7年度は第8次河北町総合計画の前期5か年の最終年度を迎え、これまでの取組の成果や社会情勢を踏まえた見直しを行い、後期基本計画を策定する年となります。また、小中学校整備基本構想・基本計画の策定、県、西村山においては、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する基本計画の策定など、町の将来に関わる大きな方向づけが行われる大事な年となります。

まちづくりの基本となる総合計画に基づき、安心、成長の基盤づくり、次世代につなぐ挑戦、投資を行い、新しい成長の芽を地域に根づかせるべく、全力で取り組むとともに、町民の皆様の声を大切にしながら、活力あるまちづくりに向け、関係機関、団体とのなお一層の連携、職員の士気高揚と組織の活性化に努めてまいり所存でございます。

最後になりますが、本定例会の審議の中で議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、可能な限り行政運営に反映させてまいります。今後とも議員各位のご指導をお願い申し上げまして、3月定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって令和7年3月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会



会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和7年3月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 漆山光春

河北町議会署名議員 奥山英幸

